

コンテンツ産業官民協議会の開催について

〔令和8年1月20日
内閣府特命担当大臣決定案〕

1. 日本成長戦略会議におけるコンテンツ分野の検討を進めるため、コンテンツ産業官民協議会（以下「協議会」という。）を開催する。
2. 協議会の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができるものとする。

議長 内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略）

副議長 内閣官房副長官（衆）

議長代行 内閣府知的財産戦略推進事務局長

構成員 庵野 秀明 アニメ特撮アーカイブ機構理事長

アニメーション・実写監督・プロデューサー

石川 和子 日本動画協会理事長

日本アニメーション株式会社代表取締役社長

宇田川 南欧 日本eスポーツ協会理事

株式会社バンダイナムコエンターテインメント代表取締役社長

襟川 芽衣 デジタルメディア協会副理事長

株式会社コーエーテクモゲームス取締役常務執行役員

岡本 美津子 東京藝術大学大学院映像研究科教授

黒崎 めぐみ 日本放送協会理事（広報統括、人事・労務統括補佐）

是枝 裕和 映画監督

近藤 香南子 アングルピクチャーズ株式会社現場スタッフマネージャー

坂本 和隆 Netflix Entertainment Japan 合同会社コンテンツ部門バイスプレジデント

辻本 春弘 コンピュータエンターテインメント協会会长

株式会社カプコン代表取締役社長

野間 省伸 デジタル出版者連盟代表理事

株式会社講談社代表取締役社長

堀木 卓也 日本民間放送連盟専務理事

松尾 豊 東京大学大学院工学系研究科教授

松岡 宏泰 ユニジャパン理事長

東宝株式会社代表取締役社長 社長執行役員

村松 俊亮 日本経済団体連合会クリエイティブエコノミー委員長

株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント代表取締役社長グループCEO

3. 協議会の庶務は、総務省、文部科学省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

4. 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

1. この決定は、令和8年1月20日から施行する。

2. 内閣府について、既存の事務の不断の見直しを行い、できるだけ組織を効率的なものとしていくことが重要となっていることに鑑み、この決定は、令和10年6月30日をもって、その効力を失う。ただし、第4項の必要な措置によって決定等の効力を失わないこととしたときは、この限りでない。

3. 協議会の下に開催される会議等の開催等に係る決定等は、同日をもって、その効力を失う。

4. 内閣府は、前2項の期限までに、協議会の運用状況等を勘案し、期限経過後の協議会の在り方について、改組及び期限の延長を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることなどにより、引き続き、既存の事務の不断の見直しを行うものとする。